

証券コード 7515

2023年5月9日

株 主 各 位

香川県高松市国分寺町国分367番地1

株式会社 **マルヨシセンター**

代表取締役社長 COO 加藤 宏道

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <http://ww2.maruyoshi-center.co.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、トップページより「投資家の皆さまへ」を選択いただき、「第63期 株主総会情報」欄にごさいます「第63期株主総会招集通知」をご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「マルヨシセンター」または「コード」に当社証券コード「7515」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、2023年5月24日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年5月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 香川県高松市国分寺町新名430番地
高松国分寺ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項

1. 第63期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第63期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。
- ◎新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症予防のため、当日ご出席の際は、本株主総会開催時点での状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は節電への取り組みとして、株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

第63期（2022年3月1日から 2023年2月28日まで）事業報告

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及びその成果

① 事業の状況

当連結会計年度（2022年3月1日～2023年2月28日）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響のあるなか、ワクチン接種の促進により新規感染者数が減少した一方で、変異株の拡大により感染者が増加するなど一進一退の状況が続きました。加えて、ロシア・ウクライナ情勢の長期化が懸念され、それに起因する資源価格の上昇等、景気の先行きは不透明な状況が継続しております。

個人消費につきましては、行動自粛の緩和などで幾分明るさを取り戻しつつありますが、雇用・所得環境の悪化は改善されず、厳しい状況で推移いたしました。

小売業界におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大抑止のための外出自粛要請やテレワークの推進等によるお客様の内食需要の高まりへの対応や、店舗における感染拡大防止策の実施等、求められるものは引き続き変化しており、労働需要の逼迫に伴う人件費関連コストの増加、さらに、企業の統合・業界再編への動きがより一層強まるなど業界を取り巻く環境は引き続き厳しさを増しております。

このような状況のもと、当社は新型コロナウイルス感染症の影響により、食料品及び日用品の需要は引き続き好調に推移したものの、前年同期の買い溜め需要の反動減の影響がありました。

そのような状況のなか、当社は基本方針を「マルヨシセンターらしさの実現」とし、経営理念である「健康とおいしさ」をキーワードに、高まる簡便需要への対応と外食需要の取り込みを図るため、味、品質にこだわった味付き肉やデリカ（惣菜）の商品開発を強化しております。また、基本の徹底「挨拶」「接客・サービス」「鮮度管理・クリンリネス」「品切れさせない」を行動の基本とし、地域のお客様に喜んでいただけるように取り組んでお

ります。上半期は、シェア拡大のために徹底して商品量を増加させたことで、売上高・客数は前年度を上回り順調に推移したものの、2022年3月に導入した新基幹システムの不具合も重なり、数値管理が不十分な状態となり、値下げ・廃棄が増加、荒利益高の十分な確保ができませんでした。現在は、新基幹システムの不具合は概ね解消され、シェアを確保しつつ、荒利益高の最大化に向けて無駄な値下げ・廃棄が発生しない適切な商品量を目指して改善を進めております。また、原油価格の高騰、円安の影響等による商品原価や光熱費等の増加についても、より強固な経営基盤の構築を目的とした生産性の改善をさらに進めることで、経費の圧縮を図り、1人当たりの利益高の向上に取り組んでおります。

このような取り組みの結果、当連結会計年度の売上高は372億38百万円（「収益認識会計基準」等適用前売上高385億21百万円、前年度は379億13百万円）、営業利益は2億72百万円（前年度は7億21百万円）、経常利益は2億64百万円（前年度は6億87百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は1億42百万円（前年度は4億17百万円）となりました。

企業集団の事業別売上状況

		売上高 (百万円)	構成比率 (%)
	食 品	34,992	94.0
	雑 貨	2,078	5.6
	衣 料	90	0.2
小 売 事 業		37,161	99.8
そ の 他		77	0.2
計		37,238	100.0

(注) 当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、収益認識に関する会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当連結会計年度の期首から新たな会計方針を適用しております。これにより、当連結会計年度と比較対象となる前連結会計年度の収益認識基準が異なるため、売上高の増減率の記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に行った設備投資総額は、3億94百万円ではありますが、この資金については一部を借入金で充ちいたしました。

(小売事業)

当連結会計年度中の主な改装

2022年8月 マルヨシセンター内海店 香川県小豆郡 64百万円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中において、事業資金に充当するために金融機関から21億65百万円の資金調達を行いました。

④ 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、当社を取り巻く外部環境はなお厳しく、人口減少や実質所得の縮小、節約志向などによる個人消費の伸び悩み、新型コロナウイルス感染症の流行も加わり引き続き予断を許さない状況であります。

このような環境のもと、当社は「健康とおいしさ」の経営理念に基づき、消費者の食の安全や健康に対する関心に対応するために、自社製造商品の開発や品質にこだわった商品仕入等、価値ある商品の開発と提供を引き続き行ってまいります。

また、より強固な経営基盤の構築を目的とした、店舗での部門別縦割り運営の解消による人員活用の効率化や加工センターの活用強化により、生産性の改善にも引き続き取り組んでまいります。

(2) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

	第60期 2019年度	第61期 2020年度	第62期 2021年度	第63期 (当連結会計年度) 2022年度
売上高	37,945	39,704	37,913	37,238
経常利益	178	939	687	264
親会社株主に帰属する 当期純利益	140	480	417	142
1株当たり当期純利益	177円58銭	517円43銭	449円96銭	153円37銭
純資産	2,052	2,572	2,958	3,067
総資産	17,666	18,130	16,477	16,148

(注) 当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、第63期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金(百万円)	議決権比率(%)	主な事業内容
株式会社フレッシュデポ	50	100.0	食品製造業
株式会社レックス	360	70.0	物流センター運営業

(4) 主要な事業内容 (2023年2月28日現在)

当社グループは、子会社2社、関連会社1社で構成され、小売事業等の事業活動を展開しております。

(5) 主要な事業所 (2023年2月28日現在)

本社	香川県高松市国分寺町国分367番地1
本部	香川県高松市国分寺町国分367番地1
小売事業	当社スーパーマーケット店舗 マルヨシセンター 一茜町店他香川県、徳島県、愛媛県、兵庫県に 34店舗 当社加工センター等 生鮮加工センター他香川 県に1ヵ所 製造センター (株フレッシュデポ 香川県) 物流センター (株レックス 香川県)
その他	当社レストラン店舗 ミケイラ香川県に1店舗 モーターボートの販売・保管業 (株高松マリー ナー 香川県)

(6) 従業員の状況 (2023年2月28日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
小 売 事 業	462	△15
そ の 他	2	-
合 計	464	△15

(注) 上記従業員には、パートタイマーの人数は含まれておりません。なお、パートタイマーの期中平均人員 (1日8時間換算) は1,323名であります。

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数 (名)		平均年齢	平均勤続年数
	当 期 末	前期末比増減		
男 子	320	△7	44歳6ヵ月	18年
女 子	79	△3	39歳4ヵ月	13年1ヵ月
合計又は平均	399	△10	43歳6ヵ月	17年1ヵ月

(注) 上記従業員には、パートタイマーの人数は含まれておりません。なお、パートタイマーの期中平均人員 (1日8時間換算) は1,097名であります。

(7) 主要な借入先 (2023年2月28日現在)

借 入 先	借入金残高 (百万円)
株式会社百十四銀行	1,962
株式会社阿波銀行	1,364
株式会社中国銀行	792
株式会社商工組合中央金庫	553
株式会社四国銀行	539
株式会社伊予銀行	483

2. 会社の株式に関する事項 (2023年2月28日現在)

- (1) 発行済株式の総数 934,999株
(2) 株主数 465名
(3) 上位10名の株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社イズミ	185,200	19.81
佐竹睦子	92,500	9.89
マルヨシセンター取引先持株会	89,400	9.56
有限会社佐竹興産	49,900	5.34
株式会社百十四銀行	37,900	4.05
株式会社阿波銀行	37,900	4.05
マルヨシセンター従業員持株会	26,739	2.86
佐竹克彦	26,200	2.80
ロージー美佳	17,000	1.82
黒田真由美	11,400	1.22

(注) 持株比率は自己株式(63株)を控除して計算しております。

- (4) 事業年度中に会社役員に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2023年2月28日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
佐竹 克彦	代表取締役社長 CEO	
加藤 宏道	取締役副社長 COO マーケティング本部長	
小笠原 将仁	常務取締役 CFO 管理本部長	
伊藤 雅久	常務取締役 CMO 経営戦略室マネジャー兼店舗開発部マネジャー代行	
寺本 智広	取締役 業務提携担当	
大下 秀樹	取締役	公認会計士大下秀樹事務所所長 税理士法人大下会計社員
大西 敏広	常任監査役	
川東 祥次	監査役	川東法律事務所所長
三宅 康夫	監査役	

- (注) 1. 2023年2月15日開催の取締役会において、代表取締役の異動（追加選任）及び役職の異動について決議され、2023年3月1日から、
佐竹 克彦は、代表取締役会長 CEO
加藤 宏道は、代表取締役社長 COO
伊藤 雅久は、常務取締役 CMO マーケティング本部長兼経営戦略室
となりました。
2. 取締役の大下秀樹は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 3. 取締役の大下秀樹は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役の川東祥次及び三宅康夫は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 5. 監査役の川東祥次は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 監査役の三宅康夫は、銀行出身者であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 7. 当社は、取締役の大下秀樹及び監査役の三宅康夫を株式会社東京証券取引所に対して独立役員として届け出ております。
 8. 五十嵐正昭は、2022年5月26日開催の第62期定時株主総会の終結の時をもって監査役を任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、取締役、監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

① 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものであります。

② 保険料

保険料は全額当社負担としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	役員退職慰労 引当金繰入額	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	111,581 (4,700)	99,781 (4,600)	5,400 (100)	6,400 (-)	7 (1)
監査役 (うち社外監査役)	17,100 (7,600)	16,100 (6,900)	600 (300)	400 (400)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	128,681 (12,300)	115,881 (11,500)	6,000 (400)	6,800 (400)	11 (4)

(注) 1. 上記の取締役の報酬等の総額及び員数には、2022年2月28日をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 上記の監査役の報酬等の総額及び員数には、2022年5月26日開催の第62期定時株主総会の終結の時をもって退任した社外監査役1名を含んでおります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

・取締役の報酬額

月額15,000千円以内（取締役8名以内）

決議日 1999年5月27日開催の第39期定時株主総会

当該株主総会終結時点の取締役 5名

・監査役の報酬額

月額3,000千円以内（監査役4名以内）

決議日 1993年5月28日開催の第33期定時株主総会

当該株主総会終結時点の監査役 2名

③ 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関する事項

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する目的から、短期的な利益変動に連動させる体系ではなく、基本報酬のみとする。

2. 基本報酬

当社取締役、監査役の基本報酬は、固定報酬と役員退職慰労金で構成する。

固定報酬は、月例で支払われ、株主総会の承認額の範囲内において、業界水準、当社の経営成績、従業員給与の水準を考慮し作成した役位別の報酬基準額を基に、その職責を勘案し決定

することとする。

役員退職慰労金については、役位、役員在任年数に応じて当社「役員退職慰労金支給内規」に従い算出し、株主総会での承認を得たうえ、支給することとする。また、その支給は株主総会の決議後一定の時期までに行うものとする。

3. 取締役の個人別の基本報酬の内容についての決定に関する事項
個人別の固定報酬については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとする。
4. 監査役の個人別の報酬は、監査役の協議で決定する。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長佐竹克彦に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役の大下秀樹は、税理士法人大下会計の社員であります。当社は、同法人との間で税理士顧問契約を締結しております。

② 当期における主な活動状況等

1. 社外取締役

区分	氏名	主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	大下秀樹	当期開催の取締役会13回のうち全てに出席いたしました。公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実行度の高い監督等、十分な役割・責務を果たしております。

2. 社外監査役

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外監査役	川 東 祥 次	当期開催の取締役会13回のうち全て、また、当期開催の監査役会14回のうち全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役	三 宅 康 夫	2022年5月26日就任以降、当期開催の取締役会9回のうち全て、また、当期開催の監査役会10回のうち全てに出席し、発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額
20,000千円
- ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の
合計額 20,000千円
- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額は区分しておらず、実質的にも区分ができないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積りの相当性などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり改善の見込みがないと判断した場合、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任する方針です。

また、そのほか会計監査人の職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令遵守の方針に基づき、関連する社内規程等を整備し、コンプライアンス重視のための経営指針「コンプライアンス行動基準」を制定している。また、取締役及び執行役員は、自ら率先してこれらを遵守するとともに、使用人への周知徹底を図り、一層のコンプライアンス重視の企業風土を培う。
- ② 取締役の職務執行に係る内部統制については、監査役の監視機能の実効性向上に努め、使用人の業務執行の内部統制については監査室の監査業務の一環として行う。また、監査役と監査室は連携を緊密にする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文章等については、法令及び当社の社内規程に基づき、適切に保存・管理し、取締役、監査役及び社内の権限に応じた者が、閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業等のリスクを適切に管理するためリスク管理規程を制定し、経営会議の下に「リスク管理委員会」を設置し、各部門のリスク管理の推進と経営が管理すべき“重要なリスク”の決定とリスクの発生に対処する体制作りを行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 毎月1回開催する定時取締役会のほか必要に応じて臨時取締役会を適宜開催する。

- ② 業務執行のための意思決定をより機動的に行うために、毎週1回全社的な課題を討議する経営会議を開催するほか、特定の範囲の重要事項については開発会議等を会議規程に基づき開催して取締役会への付議事項を効率的に決定する。
 - ③ 執行役員制度を導入しており、取締役会の決議により使用人の中から執行役員を選任し、取締役会の意思決定の機動性を高めるとともに業務執行の効率化を図る。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
関係会社管理規程に基づき、案件の重要度に応じ承認又は報告体制をとる。
 - ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社の事業等のリスクを適切に管理するため、リスク管理規程を制定し親会社と合同の「リスク管理委員会」を設置し、リスクの発生に対処する体制作りを行う。
 - ③ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の職務権限規程を整備し意思決定を効率的に行うほか、当社グループ共通のイントラ環境を活かし、情報の共有に努める。
 - ④ 子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
親会社と同様の「コンプライアンス行動基準」を制定し、子会社の取締役は親会社のコンプライアンス委員会に出席する。また、親会社の通報制度に子会社も含める。

⑤ その他業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社の自主性、独立性を尊重しつつ、その事業運営に対し、支援をするとともに経営全般に対する管理を行う。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とした場合、その要請により監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、監査を補助する使用人は業務執行に係る役職を兼務せず、またこの補助者の人事異動、人事考課、懲罰については、監査役会の意見を尊重する。

(7) 監査役を補助すべき使用人への指示の実効性の確保に関する体制

監査役の要請により監査役の職務を補助する使用人を置く場合は、監査役の指揮命令に従う旨社内規程を整備し、取締役、使用人に周知徹底する。

(8) 当社及び子会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役は、業務執行に関してコンプライアンスに抵触する事実を知ったときには、直ちに監査役に報告することを義務付ける。
- ② 監査役はいつでも、稟議書や経営会議等各種会議の議事録及び資料を閲覧できるとともに、当社及び子会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役に報告を求めることができる。

- (9) 当社及び子会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役が、監査役に報告したことによる不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に報告したことを理由とする不利益処分及びその他の不当な扱いを禁止するとともに、子会社にもその徹底を図る。

- (10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行について支出する費用は、当該監査役職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに処理をする。また、監査役職務の執行により生ずる費用は、一定の予算措置を講ずる。

- (11) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役の要請事項に対し、積極的に協力することを義務付けるとともに、監査役は必要に応じて、会計監査人、弁護士など各分野の専門家を活用できるものとする。

- (12) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当該体制の主な運用状況は、以下のとおりであります。

- ① 代表取締役社長、取締役副社長、常務取締役2名、取締役、常勤の監査役、監査室長のほか重要な事業部門のマネジャー等が出席して、「コンプライアンス委員会」を開催いたしました。当該委員会において、コンプライアンス行動基準の見直し、前事業年度に発生した事故内容及び処置の報告、行政調査に関する報告、法改正への対応等の報告等を行いました。また、内部通報制度による通報内容の報告も行いました。

- ② 取締役会は、当事業年度において13回開催され、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の業務執行状況等の監督を行いました。また、毎週月曜日には、当社取締役全員、子会社代表取締役社長及び常勤の監査役が出席して経営会議を開催しているほか、当社取締役、執行役員が出席しての業務執行会議を行い、経営方針、営業戦略、人事戦略等の重要事項について審議し、職務執行の効率性を確保しております。
- ③ 当社子会社につきましては、当社取締役が複数名子会社の取締役を兼務し、子会社の取締役会に出席するほか、100%子会社の代表取締役社長が出席する当社経営会議において、子会社の重要な案件について協議、承認を行っております。また、当社規程に基づき、経営戦略室が子会社の管理体制を整備し、統括しております。
- ④ 監査役会は、当事業年度において14回開催され、各監査役は、監査に関する重要な事項について協議、決議を行っております。
- また、常勤の監査役は、取締役会、経営会議のほか、経営戦略会議、コンプライアンス委員会などの重要会議への出席及び稟議書などの閲覧により、監査の実効性の確保を図っております。

連結貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,990,445	流 動 負 債	6,024,499
現金及び預金	1,128,345	買掛金	2,359,706
売掛金	420,372	短期借入金	250,000
商 品	1,234,521	1年内償還予定の社債	178,000
そ の 他	207,206	1年内返済長期借入金	2,145,807
固 定 資 産	13,153,244	未払法人税等	15,857
有 形 固 定 資 産	10,878,373	賞与引当金	114,872
建物及び構築物	3,407,447	契 約 負 債	82,861
機械装置及び運搬具	281,624	そ の 他	877,393
器 具 備 品	393,436	固 定 負 債	7,056,200
土 地	6,691,414	社 債	500,000
リ ー ス 資 産	103,735	長 期 借 入 金	5,203,227
建 設 仮 勘 定	715	リ ー ス 債 務	50,771
無 形 固 定 資 産	620,909	退職給付に係る負債	1,061,059
投資その他の資産	1,653,961	役員退職慰労引当金	53,540
投資有価証券	297,783	資 産 除 去 債 務	113,540
繰延税金資産	508,447	そ の 他	74,062
差入保証金	819,815	負 債 合 計	13,080,699
そ の 他	60,635	純 資 産 の 部	
貸倒引当金	△32,720	株 主 資 本	2,889,441
繰 延 資 産	4,783	資 本 金	1,077,998
社債発行費	4,783	資 本 剩 余 金	514,827
資 産 合 計	16,148,474	利 益 剩 余 金	1,321,359
		自 己 株 式	△24,743
		その他の包括利益累計額	△3,989
		その他有価証券評価差額金	△14,689
		退職給付に係る調整累計額	10,700
		非支配株主持分	182,322
		純 資 産 合 計	3,067,775
		負債及び純資産合計	16,148,474

連結損益計算書

(自 2022年3月1日)
(至 2023年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		37,238,378
売 上 原 価		28,472,476
売 上 総 利 益		8,765,901
そ の 他 営 業 収 入		1,297,534
営 業 総 利 益		10,063,436
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,791,414
営 業 利 益		272,022
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	7,267	
受 取 保 険 金	17,749	
受 取 手 数 料	5,376	
未 回 収 商 品 券 受 入 益	5,880	
リ サ イ ク ル 材 売 却 益	6,624	
補 助 金 収 入	3,212	
そ の 他	8,848	54,959
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	55,408	
そ の 他	7,456	62,864
経 常 利 益		264,117
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	798	798
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	24,716	
減 損 損 失	18,240	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	5,320	48,276
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		216,638
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	53,468	
法 人 税 等 調 整 額	9,567	63,035
当 期 純 利 益		153,603
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		11,217
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		142,385

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年3月1日)
(至 2023年2月28日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,077,998	514,827	1,208,504	△24,743	2,776,586
会計方針の変更による累積的影響額			△1,482		△1,482
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,077,998	514,827	1,207,021	△24,743	2,775,104
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△28,048		△28,048
親会社株主に帰属する当期純利益			142,385		142,385
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	114,337	-	114,337
当 期 末 残 高	1,077,998	514,827	1,321,359	△24,743	2,889,441

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	△11,301	22,438	11,136	171,125	2,958,849
会計方針の変更による累積的影響額					△1,482
会計方針の変更を反映した当期首残高	△11,301	22,438	11,136	171,125	2,957,367
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△28,048
親会社株主に帰属する当期純利益					142,385
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△3,388	△11,738	△15,126	11,196	△3,929
連結会計年度中の変動額合計	△3,388	△11,738	△15,126	11,196	110,408
当 期 末 残 高	△14,689	10,700	△3,989	182,322	3,067,775

連 結 注 記 表

〔連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記〕

1. 連結の範囲に関する事項

連 結 子 会 社 2 社 (株)フレッシュデポ、(株)レックス

2. 持分法の適用に関する事項

持分法非適用関連会社 1 社 (株)高松マリーナー

持分法非適用関連会社は連結純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用せず、原価法により評価しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有 価 証 券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外 … 期末日の市場価格等に基づく時価法

市場価格のない株式等 … (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法

棚 卸 資 産 … 主として、売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産 … 主として、定額法によっております。

(リース資産を除く)

無 形 固 定 資 産 … 定額法

(リース資産を除く)

リ ー ス 資 産 … リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 … 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金 … 従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度対応額を計上しております。

役員退職慰労引当金… 役員に対する退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当連結会計年度の期末要支給額を計上しております。

4. 退職給付に係る会計処理の方法

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(2) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際の連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、スーパーマーケットにおける商品の販売を行っております。このような商品販売については、通常、商品を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡時点において収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、代理人として関与したと判定される取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

仕入先に代わり店舗へ商品供給を行うことによる配送料収入、手数料収入、不動産賃貸収入などは、利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。

当社グループは、自社が設けるポイントプログラムに入会した顧客に付与するポイントについて、将来割安な価格で自社の商品等を引き渡す履行義務を負っており、当該ポイントが一定数に達した時点で発行されるお買物券が使用された時点で履行義務が充足されます。当該ポイント及びお買物券には有効期限があり、取引価格の履行義務への配分は、未使用の当該ポイント及びお買物券に係る将来の失効見込みを加味した上で、独立販売価格に基づき行っております。

6. その他連結計算書類作成のための重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費 … 社債の償還期間にわたり利息法により償却しております。

(2) のれんの償却に関する事項

のれんの償却は11年間で均等償却を行っております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

(収益認識に関する会計基準等の適用)

当社グループは、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、顧客への

商品の提供における当社の役割が代理人に該当する一部の取引については、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。また、販売費及び一般管理費に計上していた広告宣伝費等の一部については売上高より控除しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項ただし書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,283,479千円減少し、売上原価は797,718千円減少し、販売費及び一般管理費は485,447千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ313千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は1,482千円減少しております。

〔時価の算定に関する会計基準等の適用〕

当社グループは、「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。また、〔金融商品に関する注記〕において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

〔会計上の見積りに関する注記〕

固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりであります。

(単位：千円)

	当 連 結 会 計 年 度
有 形 固 定 資 産	10,878,373
無 形 固 定 資 産	620,909
減 損 損 失	18,240

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの店舗の出店には、固定資産への多額の投資が必要であり、当該固定資産への投資額の回収可能性を反映させるように減損損失を計上しております。

店舗ごとに資産のグルーピングを行い、店舗損益の悪化、店舗における主要な資産の市場価格の著しい下落などにより減損の兆候を把握し、減損の兆候がある店舗に関して、減損損失の認識の判定を行っております。なお、各資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する共用資産に減損の兆候がある場合には、当該共用資産が関連する資産グループに共用資産を加えた、より大きな単位で減損損失の認識の判定を行っております。

減損損失の認識の判定は、資産グループごとの将来キャッシュ・フローの金額に基づき行っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生する将来キャッシュ・フローの金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保提供資産及び対応債務

担保提供資産	
建物及び構築物	1,311,858千円
機械装置及び運搬具	21千円
土地	5,359,843千円
投資有価証券	106,759千円
投資その他の資産その他	1,500千円
計	6,779,983千円
担保資産に対応する債務	
短期借入金	250,000千円
1年内返済長期借入金	1,119,313千円
長期借入金	3,244,568千円
買掛金	4,204千円
流動負債その他	190千円
計	4,618,276千円

上記のほか、商品券の発行に関連し「資金決済に関する法律」に基づき、投資有価証券62,984千円を供託しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 17,246,159千円

3. 保証債務

西淡まちづくり(株)の中小企業高度化資金借入に係る当社元取締役の兵庫県への連帯保証について再保証をしております。

当社 元代表取締役 佐竹 文彰 166,160千円

(注) 当社元代表取締役佐竹文彰は2015年12月4日に逝去しましたが、当該保証債務についての手続きは行われておりません。保証が発生した場合、当社が再保証を行います。

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

934,999株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2022年5月26日 定時株主総会	普通株式	28,048	30.0	2022年2月28日	2022年5月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2023年5月25日 定時株主総会	普通株式	28,048	30.0	2023年2月28日	2023年5月26日

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、社債及び銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。投資有価証券は、主に商品券の供託目的の国債及び業務上の関係を有する企業の株式であります。これらの株式は、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、定期的に時価を取締役に報告しております。差入保証金は、主に店舗の賃貸借契約に基づく保証金の預託であり、差入先の信用リスクにさらされております。当該リスクについては、差入先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、2ヶ月以内の支払期日となっております。社債及び借入金は、年度資金と設備投資を目的とした資金で、返済期限は最長11年であります。このうち一部は、金利の変動リスクにさらされております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券（※2）	288,256	288,256	-
(2) 差入保証金（※3）	790,815	717,049	△73,766
資 産 計	1,079,071	1,005,305	△73,766
(1) 社債（1年内償還予定の社債を含む）	678,000	676,129	△1,870
(2) 長期借入金（1年内返済長期借入金を含む）	7,349,034	7,341,986	△7,047
負 債 計	8,027,034	8,018,115	△8,918

※1. 現金については現金であること及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が簿価に近似することから、記載を省略しております。

※2. 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	9,527

※3. 差入保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度 (2023年2月28日)

(単位：千円)

区 分	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投 資 有 価 証 券				
そ の 他 有 価 証 券				
株 式	225,272	-	-	225,272
国 債	62,984	-	-	62,984
資 産 計	288,256	-	-	288,256

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度 (2023年2月28日)

(単位：千円)

区 分	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
差 入 保 証 金	-	717,049	-	717,049
資 産 計	-	717,049	-	717,049
社 債	-	676,129	-	676,129
長 期 借 入 金	-	7,341,986	-	7,341,986
負 債 計	-	8,018,115	-	8,018,115

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び国債であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

これらの時価は差入保証金の金額を当該貸借見込期間に見合った国債の利率を基にした一定の割引率により現在価値に割引計算した金額をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

社債及び長期借入金

これらの時価は、元利金の支払見込額を、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、これらの残高には1年以内に償還及び返済するものを含んでおります。

【収益認識に関する注記】

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2022年3月1日至 2023年2月28日）

（単位：千円）

	報告セグメント	その他（注3）	計
	小売事業		
商品の販売（売上高）	37,161,080	77,297	37,238,378
その他（注1）	1,188,407	-	1,188,407
顧客との契約から生じる収益	38,349,488	77,297	38,426,785
その他の収益（注2）	96,427	12,700	109,127
外部顧客への売上高	38,445,915	89,997	38,535,912

（注）1. 「その他」の主な内訳は、配送料収入等であります。

2. 「その他の収益」には、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入等が含まれております。

3. 「その他」の主な内訳はレストラン、賃貸物件等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記] 5. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高

（単位：千円）

	期首残高	期末残高
契約負債	76,781	82,861

契約負債は、主に顧客との販売時に付与するポイント及び一定のポイントに達した際に発行されるお買物券に関するものであり、商品販売時に顧客がお買物券を使用した際に収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、60,691千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した総額及び収益の認識が見込まれる取引については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

【1株当たり情報に関する注記】

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,108円13銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 153円37銭 |

貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,646,271	流動負債	5,971,423
現金及び預金	787,537	買掛金	2,557,613
売掛金	388,899	短期借入金	250,000
商物品	1,188,754	1年内償還予定の社債	178,000
前払費用	80,271	1年内返済長期借入金	2,072,308
未収入金	172,007	リース債務	91,689
その他	28,800	未払金	369,703
固定資産	12,770,322	未払費用	138,298
有形固定資産	10,068,080	前受金	59,449
建物	2,983,779	預り金	72,325
構築物	136,710	賞与引当金	99,000
機械装置	75,236	契約負債	82,861
車両及び運搬具	568	その他	173
器具備品	377,157	固定負債	6,863,639
土地	6,390,175	社債	500,000
リース資産	103,735	長期借入金	5,040,595
建設仮勘定	715	リース債務	50,771
無形固定資産	615,824	退職給付引当金	1,036,770
借地権	234,676	役員退職慰労引当金	47,900
ソフトウェア	367,889	資産除去債務	113,540
その他	13,257	預り保証金	74,062
投資その他の資産	2,086,417	負債合計	12,835,062
投資有価証券	287,660	純資産の部	
関係会社株式	487,900	株主資本	2,600,739
出資金	1,640	資本金	1,077,998
長期前払費用	9,888	資本剰余金	514,827
繰延税金資産	479,514	その他資本剰余金	514,827
差入保証金	815,458	利益剰余金	1,008,179
その他	37,075	その他利益剰余金	1,008,179
貸倒引当金	△32,720	繰越利益剰余金	1,008,179
繰延資産	4,783	自己株式	△265
社債発行費	4,783	評価・換算差額等	△14,424
		その他有価証券評価差額金	△14,424
資産合計	15,421,378	純資産合計	2,586,315
		負債及び純資産合計	15,421,378

損 益 計 算 書

(自 2022年3月1日)
(至 2023年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		37,182,788
売 上 原 価		28,578,110
売 上 総 利 益		8,604,678
そ の 他 営 業 収 入		909,902
営 業 総 利 益		9,514,580
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,339,141
営 業 利 益		175,439
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6,938	
受 取 保 険 金	17,743	
受 取 手 数 料	5,376	
未 回 収 商 品 券 受 入 益	5,880	
リ サ イ ク ル 材 売 却 益	4,499	
補 助 金 収 入	2,328	
そ の 他	4,925	47,692
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	53,871	
そ の 他	7,223	61,094
経 常 利 益		162,037
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,865	
減 損 損 失	18,240	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	5,320	28,426
税 引 前 当 期 純 利 益		133,610
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	32,340	
法 人 税 等 調 整 額	27,348	59,688
当 期 純 利 益		73,922

個 別 注 記 表

〔重要な会計方針に関する注記〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式… 期末日の市場価格等に基づく時価法

等以外のもの

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式… 移動平均法による原価法

等

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 …… 売価還元法による原価法

ただし、加工センター及び飲食店の在庫商品については、最終仕入原価法を採用しております。

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産 …… 定額法

(リース資産を除く)

無 形 固 定 資 産 …… 定額法

(リース資産を除く)

リ ー ス 資 産 …… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

4. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金 …… 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金 …… 従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度対応額を計上しております。

退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

役員退職慰労引当金 … 役員に対する退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく当事業年度の期末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、スーパーマーケットにおける商品の販売を行っております。このような商品販売については、通常、商品を顧客に引き渡した時点で履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引渡時点において収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が顧客に移転する財又はサービスを支配しておらず、代理人として関与したと判定される取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

仕入先に代わり店舗へ商品供給を行うことによる配送料収入、手数料収入、不動産賃貸収入などは、利用に応じて履行義務が充足されると判断し、サービスを提供した時点で収益を認識しております。

当社は、自社が設けるポイントプログラムに入会した顧客に付与するポイントについて、将来割安な価格で自社の商品等を引き渡す履行義務を負っており、当該ポイントが一定数に達した時点で発行されるお買物券が使用された時点で履行義務が充足されます。当該ポイント及びお買物券には有効期限があり、取引価格の履行義務への配分は、未使用の当該ポイント及びお買物券に係る将来の失効見込みを加味した上で、独立販売価格に基づき行っております。

6. その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、計算書類におけるこれらの方法と異なっております。

(2) 繰延資産の処理方法

社債発行費 … 社債の償還期間にわたり利息法により償却しております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

(収益認識に関する会計基準等の適用)

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する一部の取引については、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。また、販売費及び一般管理費に計上していた広告宣伝費等の一部については売上高より控除しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定め

る方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は1,283,479千円減少し、売上原価は797,718千円減少し、その他営業収入は329,865千円増加し、販売費及び一般管理費は155,581千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ313千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は1,482千円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

当社は、「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

【会計上の見積りに関する注記】

固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(単位：千円)

		当 事 業 年 度
有	形 固 定 資 産	10,068,080
無	形 固 定 資 産	615,824
減	損 損 失	18,240

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の店舗の出店には、固定資産への多額の投資が必要であり、当該固定資産の投資額の回収可能性を反映させるように減損損失を計上しております。

店舗ごとに資産のグルーピングを行い、店舗損益の悪化、店舗における主要な資産の市場価格の著しい下落などにより減損の兆候を把握し、減損の兆候がある店舗に関して、減損損失の認識の判定を行っております。なお、各資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する共用資産に減損の兆候がある場合には、当該共用資産が関連する資産グループに共用資産を加えた、より大きな単位で減損損失の認識の判定を行っております。

減損損失の認識の判定は、資産グループごとの将来キャッシュ・フローの金額に基づき行っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によ

って影響を受ける可能性があり、実際に発生する将来キャッシュ・フローの金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 担保提供資産及び対応債務

担保提供資産	
建物	1,311,858千円
機械装置	21千円
土地	5,064,843千円
投資有価証券	106,759千円
出資金	1,500千円
計	6,484,983千円
担保資産に対応する債務	
短期借入金	250,000千円
1年内返済長期借入金	1,109,161千円
長期借入金	3,219,525千円
買掛金	4,204千円
未払金	190千円
計	4,583,081千円

上記のほか、商品券の発行に関連し「資金決済に関する法律」に基づき、投資有価証券62,984千円を供託しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 14,704,239千円

3. 保証債務

西淡まちづくり㈱の中小企業高度化資金借入に係る当社元取締役の兵庫県への連帯保証について再保証をしております。

当社 元代表取締役 佐竹 文彰 166,160千円

(注) 当社元代表取締役佐竹文彰は2015年12月4日に逝去しましたが、当該保証債務についての手続きは行われておりません。保証が発生した場合、当社が再保証を行います。

4. 関係会社に対する金銭債権、金銭債務

短期金銭債権	80,500千円
長期金銭債権	100千円
短期金銭債務	260,295千円

〔損益計算書に関する注記〕

関係会社との取引高

営業取引による取引高

その他営業収入 55,020千円

仕入高 2,389,486千円

販売費及び一般管理費 373,118千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 63株

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

賞与引当金 30,195千円

契約負債 8,641千円

未払事業税 5,768千円

有形固定資産 34,385千円

減損損失 580,145千円

資産除去債務 34,629千円

退職給付引当金 316,214千円

役員退職慰労引当金 14,609千円

その他有価証券評価差額金 6,330千円

その他 35,963千円

小計 1,066,882千円

評価性引当額 △576,777千円

繰延税金資産合計 490,104千円

繰延税金負債

資産除去債務に係る除去費用 10,590千円

繰延税金負債合計 10,590千円

繰延税金資産の純額 479,514千円

〔関連当事者との取引に関する注記〕

1. 子会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	膳フレッシュデポ	所有 直接 100	当社商品の製造 役員の兼任	商品仕入	2,389,486	買掛金	197,870

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めず、期末残高には消費税等を含めて表示しております。
2. 商品仕入の条件は、商品特性を勘案し決定しております。

2. 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(南) 佐竹興産 (注3)	被所有 直接 5.39	保険料の支払 役員の兼任	保険料の支払	18,764	前払費用	1,887
役員及びその近親者	佐竹文彰 (注4)	—	当社 元代表取締役	保証債務の再保証	166,160	—	—

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めず、期末残高には消費税等を含めて表示しております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
保険料の支払は、一般取引先と同様の条件で決定しております。
3. 当社代表取締役佐竹克彦及びその近親者が100%を直接保有する会社であります。
4. 当社元代表取締役佐竹文彰は、2015年12月4日に逝去しましたが、当該保証債務についての手続きは行われておりません。保証が発生した場合、当社が再保証を行います。

〔収益認識に関する注記〕

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「〔重要な会計方針に関する注記〕 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,766円30銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 79円7銭 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月20日

株式会社マルヨシセンター

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡 本 伸 吾 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 田 充 規 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マルヨシセンターの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マルヨシセンター及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月20日

株式会社マルヨシセンター

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡	本	伸	吾	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高	田	充	規	Ⓜ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マルヨシセンターの2022年3月1日から2023年2月28日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月21日

株式会社マルヨシセンター 監査役会

常任監査役(常勤) 大 西 敏 広 ㊞

社外監査役 川 東 祥 次 ㊞

社外監査役 三 宅 康 夫 ㊞

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、業績動向および今後の経営環境を総合的に勘案して、継続的な企業価値の向上を通じて安定した配当を継続することを基本方針としております。この方針に基づき、当期の期末配当につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき30円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は28,048,080円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年5月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	<p>さ たけ かつ ひこ 佐 竹 克 彦 (1968年4月2日生)</p>	<p>1999年9月 株式会社四国トラベルサービス入社 2005年9月 株式会社フレッシュデポ入社 営業開発部商品担当部長 2007年2月 当社入社執行役員外食統括部 マネジャー 2008年5月 当社取締役外食事業部マネジ ャー 2009年3月 当社取締役商品統括部マネジ ャー 2013年5月 当社取締役副社長 2014年5月 当社代表取締役社長 2022年5月 当社代表取締役社長 CEO 2023年3月 当社代表取締役会長 CEO (現在)</p>	26,200株
	<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>佐竹克彦氏は、食品関連事業に関する豊富な経験を有し、取締役、取締役副社長を経て2014年から代表取締役社長として当社の企業価値向上をけん引してきました。2023年3月から代表取締役会長CEOに就任した後も、会社のトップとしてCEOの役職を引き続き務め、より迅速な企業価値の向上に向け陣頭指揮を執っております。また、取締役会においても、経営の重要事項の決定において十分な役割を果たしており、今後もその優れた経営手腕により当社の持続的な発展の実現が期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>		

候補者 番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
2	<p style="text-align: center;">かとうひろみち 加藤宏道 (1957年8月27日生)</p>	<p>1980年4月 株式会社百十四銀行入行 2009年6月 同行明石支店長 2013年4月 当社顧問 2013年5月 当社取締役副社長管理本部長 2015年3月 当社取締役副社長B O戦略本部長 2019年8月 当社取締役副社長マーケティング本部長 2022年5月 当社取締役副社長 C O O マーケティング本部長 2023年3月 当社代表取締役社長 C O O (現在)</p>	4,300株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>加藤宏道氏は、取締役副社長として、管理本部長、マーケティング本部長を歴任し、その優れたリーダーシップで当社の企業価値向上に貢献してきました。2023年3月からは代表取締役社長C O Oに就任し、管理部門と営業部門の両方を経験した代表者として、その経験を活かし経営戦略の実践を強くけん引しております。これまでの経験、実績から、今後も当社の持続的な発展の実現に向け、その経営手腕が発揮されることを期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	<p style="text-align: center;">い とう まさ ひさ 伊 藤 雅 久 (1968年8月16日生)</p>	<p>2014年4月 当社入社 2014年6月 当社経営戦略室マネジャー 2017年5月 当社執行役員経営戦略室マネ ジャー兼社長室長 2021年7月 当社執行役員経営戦略室マネ ジャー兼店舗開発部マネジャ ー代行 2022年5月 当社常務取締役 CMO 経 営戦略室マネジャー兼店舗開 発部マネジャー代行 2023年3月 当社常務取締役 CMO マ ーケティング本部長兼経営戦 略管掌（現在）</p>	400株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>伊藤雅久氏は、当社の経営戦略を担当し、戦略の立案、遂行を担い、そのマーケティング分野における豊富な知識と経験から、出店政策、競合対策においても中心的な立場を務めてきました。2022年5月の常務取締役CMO就任後も重要政策のけん引役としてその指導力を発揮し、2023年3月のマーケティング本部長就任後は、営業部門のトップとして指揮を執っております。その経営手腕をもって、当社の継続的な成長への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
4	てら もと とも ひろ 寺 本 智 広 (1971年8月13日生)	1994年4月 株式会社イズミ入社 2017年3月 同社営業本部食品事業部鮮魚課長 2021年3月 同社食品本部鮮魚部部長 2021年8月 同社小倉東店店長 2022年3月 当社顧問 2022年5月 当社取締役業務提携担当（現在）	0株
	<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>寺本智広氏は、株式会社イズミにおいて鮮魚の仕入れを長期にわたり経験し、食品小売業の仕入れ、物流に関する豊富な知識と経験を有しております。当社では、取締役業務提携担当として、その豊富な経験・知識を駆使して株式会社イズミとのより効果的な業務提携の構築に向け、そのリーダーシップを発揮しております。今後も業務提携の推進役として、当社の企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		
5	おお した ひで き 大 下 秀 樹 (1950年5月18日生)	1973年4月 等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1976年5月 公認会計士登録 1981年8月 公認会計士大下秀樹事務所開設（現在） 2001年6月 高松信用金庫監事 2006年5月 当社社外監査役 2016年5月 当社社外取締役（現在） 2018年7月 税理士法人大下会計社員（現在）	3,400株
	<p>(社外取締役候補者とした理由および期待する役割)</p> <p>大下秀樹氏は、公認会計士、税理士として財務および会計に関する豊富な知識と経験を有し、当社の経営の監督機能として詳細な事項まで積極的なご意見・ご指摘を継続していただいております。今後も独立した立場から当社経営を監督していただけることが期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしております。</p>		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大下秀樹氏は、社外取締役候補者であります。
3. 大下秀樹氏は、現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。なお、同氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあります。
4. 大下秀樹氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、同証券取引所に対して独立役員として届け出ております。
5. 当社は、大下秀樹氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、取締役、監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2023年7月に更新する予定であります。本議案において各氏の選任が承認された場合には、各氏は引き続き被保険者となります。
- ① 填補の対象となる保険事故の概要
- 被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものであります。
- ② 保険料
- 保険料は全額当社負担としております。

(参考) 取締役および監査役のスキルマトリックス

本総会において、第2号議案が原案どおり承認された場合の、現任の取締役および監査役を含めた各取締役および各監査役の専門性および経験は以下のとおりとなります。

氏名	当社における 地位および担当	社外	企業経営	財務・会計	マーケティ ング	ガバナンス・リス ク マネジメント	デジタル テクノロジー	人事・ 人材開発	国際経験
佐竹 克彦	代表取締役会長 CEO		○		○	○			○
加藤 宏道	代表取締役社長 COO		○	○	○	○			
伊藤 雅久	常務取締役 CMO		○		○		○		
寺本 智広	取締役				○			○	
大下 秀樹	取締役	●	○	○		○			
大西 敏広	常任監査役				○	○		○	
川東 祥次	監査役	●	○			○			
三宅 康夫	監査役	●	○	○		○			

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって取締役を任期満了により退任される小笠原將仁氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準により、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案における退任取締役に対する退職慰労金贈呈に関しましては、当社において予め取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針および社内規程に沿って、取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告4.(4)③「取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関する事項」(12ページ)に記載のとおりであります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

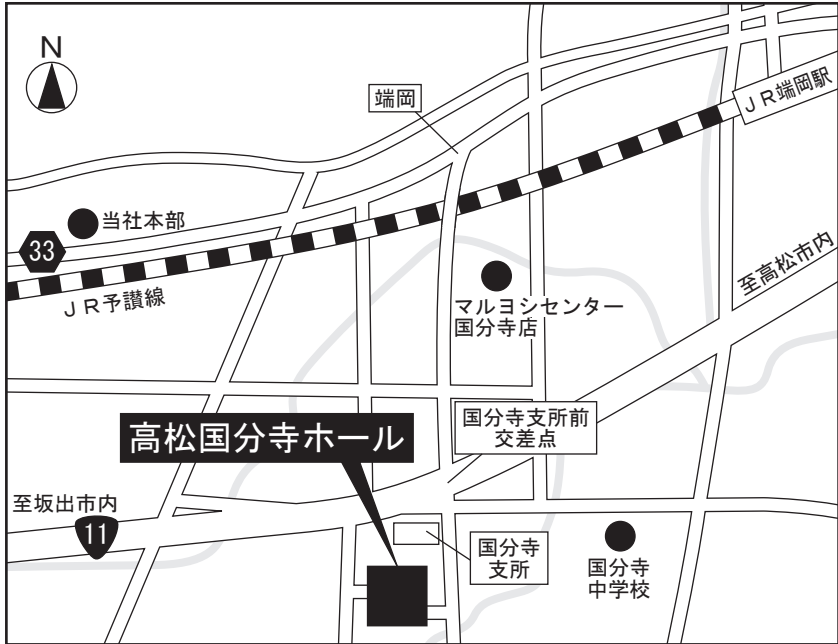
氏名	略歴
小笠原 將 仁	2015年5月 当社取締役 2022年5月 当社常務取締役 CFO (現在)

以 上

株主総会会場ご案内図

● 会 場

香川県高松市国分寺町新名430番地
高松国分寺ホール
電話 (087) 875-0162



● 交通のご案内

- ※コミュニティバスご利用の場合 国分寺支所前バス停から徒歩2分
- ※電車ご利用の場合 JR予讃線「端岡駅」から徒歩15分
- ※お車ご利用の場合 国道11号線沿い国分寺支所前交差点を南へ約50m直進
駐車場：118台